

福岡市発達凸凹研究室 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、福岡市発達凸凹研究室と称し、本拠地を福岡市、所在地を福岡市早良区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条

本会は、発達障がいのある方、またはその可能性のある方、並びにその保護者と関わる専門職に対し、相互的な支援を通じて、対象となる方々の心身の発達と社会的な自立を促進し、保護者の心理的な負担を軽減することを目的とし、令和6年9月15日に設立する。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- ① 発達障がいに関するコミュニティ事業
- ② 発達障がいに関する情報提供事業
- ③ 発達障がいに関するイベント(交流会・勉強会)の企画・運営事業
- ④ その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、次の2種とする

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して活動(運営を含まない)に参画する個人
- (2) 法人・団体会員 本会の目的に賛同して活動(運営を含まない)に参加する法人・企業または団体

※なお、本会の目的に賛同し、積極的に運営サポートとして参画するボランティアは都度募集制とする

(入会)

第5条

- 1 会員の入会については、発達障がいに関わる個人や団体を条件とする。
- 2 会員として入会しようとするものは、申込フォームおよび年会費の入金により、本会に申し込むものとし、代表と役員は、正当な理由があれば、入会を断ることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員 年間 1,000 円
- (2) 法人・団体会員 年間 3,000 円
- (3) 代表含む運営役員は徴収しない
- (4) 年度途中の退会においては会費の返却はしない。
- (5) 会費の額の変更は総会の承認をもって決定する。

(退会)

第7条

- 1 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を半年以上納入しないとき。

(名簿)

第8条 名簿は役員及び会員相互の連絡・交流のみを目的とし、他の目的のために使用しない。

第4章 役員

(種別)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 代表 1人

(2) 副代表 1人

(3) 会計 1人

(選任)

第10条

1 役員は総会において、現役員・会員の中から選任する。

2 代表、副代表及び会計は、相互に兼ねることはできない。

(欠員の補充)

第11条 役員の補充については、以下の通りに行う。

1 代表に欠員が生じたときは、副代表が代行する。任期は、前任者の在任期間とする。

2 代表以外の役員に欠員が生じたときは、他の役員がこれを兼務することができる。任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第12条

1 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名して、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

(任期)

第13条 役員任期は、4月の総会から翌年の総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、役員、個人会員、法人・団体会員をもって構成する。

(審議事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 予算案及び決算に関する事項

(2) 役員選任に関する事項

(3) 規則に関する事項

(4) その他会務上必要な事項

(開催)

第17条

1 総会は、代表が招集する。

2 通常総会は、年1回代表の招集のもとに開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)代表が必要と認めるとき。

(2)全会員の3分の1以上から請求があったとき。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(議決)

第19条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等※電磁的方法を含む)

第20条

1 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面(電磁的方法を含む)をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条

1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)会員の現在数及び出席者数(書面等表決者及び表決委任者を含む)

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(議事録の公開)

第22条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第23条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第24条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第25条 役員会は、代表が必要と認めるとき招集する。

(議長)

第26条 役員会の議長は、代表がこれにあたる。

(定足数)

第27条 役員会には、第19条から第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 会計

(経費)

第28条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入(寄付金及び助成金、イベント参加費等)をもってあてる。

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第30条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、役員が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、役員が作成し、総会の議決を経なければならない。

第8章 雑則

(規則の変更)

第32条 この規則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(禁止事項)

第34条 全会員は、本会活動内において各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 個人的な宣伝・広告・勧誘・販売その他営利を目的とする行為

(2) 宗教活動・政治活動・その他特定の団体への勧誘行為

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 反社会的勢力に該当する行為、または反社会的勢力との関係を持つ行為、本会の活動において不法行為を行うこと

(5) その他代表または役員が、会の活動において不適切だと判断した行為

会員が本項に該当する行為を行った場合、役員会の決議により退会勧告もしくは除名をすることができる。

(附則)

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

令和6年12月1日 制定

令和7年4月21日 第一改定

令和8年4月8日 第二改定

(附則)

この規約は令和令和8年4月第1回定期総会において改正承認し、令和令和8年4月23日から施行する。